

都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

平成30年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入)	都市計画税	608,943 千円
(歳出)	都市計画事業費等に要する経費	1,457,182 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	770,524	209,825	352,400	11,642	135,610	61,047
	公園費	64,467	0	0	245	44,286	19,936
	下水道費	155,716	0	0	0	107,378	48,338
	区画整理費等	62,243	0	0	0	42,921	19,322
	公債費	404,232	0	0	0	278,748	125,484
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	1,457,182	209,825	352,400	11,887	608,943	274,127